岡山市週休２日工事（発注者指定型）特記仕様書

本工事は、岡山市週休２日工事（以下「週休２日工事」という。）発注者指定型の対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山市週休２日工事（発注者指定型）実施要領」に基づき実施するものとする。

１ 定義

（１） 「週休２日」とは、「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」及び「完全週休２日（土日）」をいう。

（２） 「週休２日工事」とは、週休２日を実施する工事をいう。

（３） 「対象期間」とは、現場着手日（準備期間は含まない）から現場完成日（後片付け期間は含まない）までとする。なお、次の期間は対象期間から除く。

ア 年末年始休暇、夏期休暇、祝日

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）

（４） 「現場着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。

（５） 「現場完成日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な 安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完成した日をいう。

（６） 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う場合は、国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇以外で振り替えできるものとする。

（７） 「通期の週休２日」とは、対象期間における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上確保されていることをいう。

（８） 「月単位の週休２日」とは、対象期間における全ての月において、現場閉所率が４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上確保されていることをいう。ただし、暦上の土日の閉所では２８．５％に満たない月の場合であって、当該月の土・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているときは、２８．５％以上を達成しているものとみなす。

（９） 「完全週休２日（土日）」とは、現場閉所日を土・日曜日に指定し、１週間に２日以上現場を完全閉所した場合をいう。ただし、受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合があることから１週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週において土・日曜日に代わる曜日（以下、「指定曜日」という。）を指定し、現場を完全閉所とする。

２ 実施方法

（１）受注者は、契約後速やかに、監督員と週休２日の内容として、完全週休２日（土日）、月単位もしくは通期の週休２日のいずれを実施するか協議するものとする。また、施工計画書の提出時に、休日を明示した「休日等取得計画・実績表」（以下「計画表」という。）を作成し、監督員に提出するものとする。

（２）受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日又は指定曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と工事打合簿等により協議し、承認を受けるものとする。

（３）受注者は、「週休２日工事」である旨を工事看板等で現場に掲示するものとする。

3 実施報告

（1）受注者は、休日等取得計画・実績表に休日の取得実績を記入し、毎月初めに実施工程表に併せて監督員に提出しなければならない。

（2）受注者は、前項の休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿及びＣＣＵＳから出力した情報等）を併せて提示し、監督員の確認を受けなければならない。

（3）受注者は、週休２日を達成するためには、原則、工期の１４日前（工期内工事完成検査）までに工事完成通知書を提出して受理をされなければならない。

4 工事成績評定における評価

発注者は、対象期間において月単位の週休２日を達成した場合は、工事成績評定において監督員の評価項目である「工程管理」の「その他」の項目で評価し、完全週休２日（土日）の達成をした場合は、工事成績評定において総括監督員の評価である「工程管理」の「その他」の項目でさらに評価するものとする。

5 履行証明書

発注者は、受注者が対象期間において月単位の週休２日又は完全週休２日（土日）を達成し、完成検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、週休２日工事履行証明書を発行する。

6 その他

「岡山市週休２日工事（発注者指定型）実施要領」、「週休２日工事（発注者指定型）に関するQ&A」、「休日等取得計画・実績表（記入例）」及び「工事看板掲載例」については、岡山市監理検査課ホームページを参照するものとする。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004443.html